

# 雲南市緊急通報サービス助成事業 該当要件早見表

## 1. 対象サービス等と補助額

(令和3年4月1日現在)

対象事業者 (市長が認めたもの)	対 象 サ ー ビ ス ( 装 置 )			補 助 額			
	サービス分類	主な対象装置の名称	内 容	加入(設置)費用	月額費用	その他	
・ALSOK山陰 (委任:可)  ・セーフティネクスト (委任:可)  ・セコム山陰 (委任:可)  ・北陽警備保障 (委任:可)	基本サービス (①②の両方を備えること)	①緊急通報サービス (必須)	・非常用ボタン (連絡先(協力員)の設定のできるもののみ対象(*対象事業者はすべて該当している))	警備会社に非常時の連絡や不審者などで相談したときに使用。使用する警備会社から利用者(第一通報先)に連絡が入り、連絡が取れない場合は指定された第二、第三通報先(家族など)に連絡を取りつつ出動する。	世帯上限  <b>22,000円</b> (要件:1,3)	世帯月額上限  <b>1,320円</b> (要件:1,3,4)  (基本サービス及び身につけるサービスの合計額に対し補助)	補助なし  (警備出動料金等)
		②見守りサービス (必須)	・メールスイッチ  ・火災警報器 (警備業者に自動で通知するもののみ対象)  ・冷蔵庫開閉センサー  ・その他	紐式スイッチを引くことにより事前に登録されている家族等の携帯電話などに定型文を送信する。  趣旨が見守りであるため基本的には台所に設置が望ましい。  冷蔵庫の扉に開閉センサーを設置し、長時間(24又は48時間)冷蔵庫の開閉がなかった場合は、事前に登録されている家族等の携帯電話などに定型文を送信する。  上記以外の見守りの装置を設置される場合は、長寿障がい福祉課と協議			
身につけるサービス	・ペンダント式非常用ボタン	上記非常用ボタンのボタンがペンダント型や腕時計型となっており、身につけることが可能な装置となっているもの。	個人上限  <b>36,000円</b> (要件:1,2,3)				

## 2. 対象条件

1. 対象者要件(基本サービス部分)
ア. 一人暮らし高齢者
イ. 高齢者のみで構成される世帯に属する者
ウ. 高齢者と障がい者のみで構成される世帯に属する者で、市長が認める者
エ. 一人暮らしの障がい者で、市長が必要と認める者
オ. その他市長が必要と認める者

2. 対象者要件(身につけるサービス部分)
ア. 心臓機能障害の1級の認定を受けている者
イ. ペンダントを利用しなければ安心安全な在宅生活を継続することが困難な者
ウ. その他市長が必要と認める者

\* 同じ世帯で要件に該当する方であれば、何人でも対象になる。  
\* 「イ・ウ」に該当するには、ケース検討による判断が必要。

3. 設置費用補助基準額
住民税非課税世帯

\* 4~6月申請は前年度の、7~翌年3月申請は当年度の課税状況で判断する。(均等割を含んで判断する。)

4. 月額費用補助基準額(収入要件)	
人 数	世帯の収入
1人	78万円
2人	118万円
3人	158万円
4人	195万円

\* 4~6月申請は前々年度の、7~翌年3月申請は前年の収入等の状況で判断する。  
\* 判定には、住民税で非課税扱いとなっているもの(恩給・障害者年金等)は含めない。  
\* 年金及び給付金は収入額で判断する。その他は所得額で判断する。  
\* 譲渡所得は、特別控除前の額で判断する。

\* 「世帯」とは、住民票上の世帯をさす。

\* 「高齢者」とは、65歳以上の者をさす。

\* 「障がい者」とは、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者で、等級及び年齢は問わない。(障害児も含)

\* 「ウ・エ・オ」に該当するには、ケース検討による判断が必要。